第四十五条の三第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第八項中「第二十一条の五の二十五第二項第二号」を「第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号」に、「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の二十七第二項」に、「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に、「第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十八第五項」に改める。

（医療法施行令の一部改正）

第五条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の六中「第七条の二第八項」を「第七条の二第七項」に改める。

第五条の五の六第一項第五号及び第六号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第六条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号及び第二十三条の二第二号中「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（老人福祉法施行令の一部改正）

第七条　老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五条の二に」を「第五条の二第一項に」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（法第二十九条第十四項の政令で定める法律）

第十二条　法第二十九条第十四項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

三　生活保護法

四　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

五　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

六　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

七　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

八　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）

九　介護保険法

十　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）

十一　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）

十二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

十四　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

十五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

十六　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の次に次の四条を加える。

（法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度）

第八条の二　法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、平成三十五年度とする。

（納付額の通知等）

第八条の三　厚生労働大臣は、法附則第九条の二第一項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額（以下この条において「納付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、納付額を通知しなければならない。

2　支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、納付額を国庫に納付しなければならない。

第八条の四　厚生労働大臣は、法附則第九条の二第三項の規定により支払基金が都道府県に交付すべき額（以下この条において「都道府県交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、都道府県交付額を通知しなければならない。

2　支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、都道府県交付額を都道府県に交付しなければならない。

第八条の五　厚生労働大臣は、法附則第九条の二第四項の規定により支払基金が各保険者（国民健康保険にあっては、市町村。次項において同じ。）に対し交付すべき額（以下この条において「保険者交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、保険者交付額を通知しなければならない。

2　支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、保険者交付額を各保険者に交付しなければならない。

（地方自治法施行令の一部改正）

第九条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同条第七項中「第二十一条の五の二十六第二項」を「第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第二十一条の五の二十七第二項」に、「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に、「第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十八第五項」に改める。

第百七十四条の三十一の四第一項中「までの規定により」を「まで並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条の規定により」に、「同法」を「介護保険法」に、「第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第百十五条の六第一項」を「第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第百七条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二、第九十九条の二、第百十四条及び第百十五条の六」に、「援助」を「援助等」に、「の規定中」を「並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項、第十五条第三